

議案第64号

城陽市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

城陽市立老人福祉センターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出
(2023年)

城陽市長 奥田敏晴

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
城陽市立総合老人福祉センター
城陽市立北部老人福祉センター
城陽市立東部老人福祉センター
城陽市立西部老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
所在地 城陽市寺田東ノ口17番地
名称 社会福祉法人城陽市社会福祉協議会
代表者 会長 平松志津江
- 3 指定の期間
令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

提案理由

城陽市立老人福祉センターの管理について、指定管理者制度による指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略